



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *9 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- *10 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- *11 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2
- *12 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 3
- *13 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 7
- *14 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 8
- *15 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 8
- *16 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 12
- *17 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 13
- *18 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 14
- *19 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 15
- *20 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 17

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(一時差止処分に係る在職期間) 第13条の6 略 2 前条第3項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。	(一時差止処分に係る在職期間) 第13条の6 略 2 前条第2項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則 (昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職手当) 第11条の2 略 2 略 3 管理職手当の支給される職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合 (条例第22条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)) 第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病 (外国機関等派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員 (以下「外国派遣職員」という。)) の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)) 又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員 (以下「公益的法人等派遣職員」という。)) 及び公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者 (以下「退職派遣者」という。)) 若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第7条第2項に規定する通勤 (派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)) による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)) は、当該職員に管理職手当を支給することができない。</p> <p>4 略</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間) 第14条の6 略 2 前条第3項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p>	<p>(管理職手当) 第11条の2 略 2 略 3 管理職手当の支給される職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合 (条例第22条第1項の場合並びに公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)) 第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病 (外国機関等派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員 (以下「外国派遣職員」という。)) の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)) 又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員 (以下「公益的法人等派遣職員」という。)) 若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者 (以下「退職派遣者」という。)) の派遣先の業務上の負傷若しくは労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第7条第2項に規定する通勤 (派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)) による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)) は、当該職員に管理職手当を支給することができない。</p> <p>4 略</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間) 第14条の6 略 2 前条第2項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第3項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理職手当)	(管理職手当)

第10条 略

2 管理職手当の支給される警察官が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(条例第24条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。))第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国機関等派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。))の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)、退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)は、当該警察官に管理職手当を支給することができない。

3 略

(宿日直手当)

第11条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 略

(2) 条例第17条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、7,400円

2・3 略

4 条例第17条第2項に規定する「管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務」とは、次の各号に掲げる勤務とする。

(1)・(2) 略

5 略

(一時差止処分に係る在職期間)

第14条の6 略

2 前条第3項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける警察官となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第10条 略

2 管理職手当の支給される警察官が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(条例第24条第1項の場合並びに公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。))第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国機関等派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。))の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。))若しくは退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所をみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)は、当該警察官に管理職手当を支給することができない。

3 略

(宿日直手当)

第11条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 略

(2) 条例第17条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務については、7,400円

2・3 略

4 条例第17条第2項に規定する「管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務」とは、次の各号に掲げる勤務とする。

(1)・(2) 略

5 略

(一時差止処分に係る在職期間)

第14条の6 略

2 前条第2項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける警察官となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事	共通	※福祉主事 又は福祉技師 ※医療主事 又は医療技師									
	本庁	※航海士 ※機関士 ※通信士			※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船長 ※機関長	総括課長補佐 政策審議員 改革推進員 監察査察員 調査員 検査員 主任航海士 主任機関士	※室長 副室長 分室長 旅券事務長 総括審議員 総括監察査察員 総括検査員		知事室次長 行政改革担当参事 国際担当参事 生活安全参事 食品安全参事 ねんりんピック担当参事 会計局長	危機管理監 監察査察監 知事室長 理事 技監 会計管理者 労働政策参事
地方機関	共通						専門技術員 調査員	総括専門員			
	振興局						出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検査員 入札契約統括員	※所長 支所長 副参事 次長 支所次長			
	東京事務所							企業誘致統括員			
	県税事務所						県税窓口統括員	次長			
	消防学校					※教務主任		副校長			
	防災航空センター							次長			
	文書館							次長			
	環境衛生研究センター							次長			

		消費生活センター				支 所 長	次 長			
		子ども・女性・障害者相談センター			室 長		次 長			
		紀南児童相談所					次 長			
		仙 溪 学 園					分 室 長			
		精神保健福祉センター				次 長				
		保 健 所					支 所 長			
							次 長			
							支所次長			
		高等看護学院				事務長代理	事 務 長	副学院長		
		こころの医療センター					事務局次長	事務局長		
		公営競技事務所					次 長			
		産業技術専門学院	※職業指導員					副学院長		
		工業技術センター						副 所 長		
		水産試験場	※航海士 ※機関士 ※通信士	※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船 長 ※機 関 長	主任航海士 主任機関士				
		農林大学校			助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長			
		和歌山下津港湾事務所					次 長			
		土砂災害啓発センター				所 長				
県	議	会				調 査 員	総括調査員 秘書広報室長		事務局次長	
教 育 委 員 会	共	通			※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事				

本 庁	※体育指導員				※人事主事 ※政策推進員	※専門員 分室長	室長		教育企画 監 局長
	地方 機関	教育センター 一学びの丘				教育相談 室長	副所長	教育企画 員	
		図書館	※司書		副主査司書	主査司書	主任司書 センター 長	副館長	紀南図書 館長
		近代美術館						副館長	
		博物館						副館長	
		紀伊風土記 の丘						副館長	
		自然博物館						副館長	
県立学校					※事務長 事務長補 佐				
警 察	共 通			主任					
	本 部	※保健師 ※航空整備 士				調査官 隊長補佐 校長補佐 師範	※監察官 管理官 次席 所長 副所長 室長 場長 センター 長 首席師範	理事官	参事官
地方 機関	警 察 署						会計官		
選挙 管理 委員 会	本 庁						事務局長		
	地方 機関	分 局					事務局次 長 分局長 分局長代 理		
監 査 委 員						調 査 員	総括調査 員		
労 働 委 員 会								事務局次 長	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会							事務局長		

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 9 休職期間等換算表 (第44条関係)	別表第 9 休職期間等換算表 (第44条関係)
略	略

備考 和歌山県職員定数条例（平成 9 年和歌山県条例第 2 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する職員、外国派遣職員、公益的法人等派遣職員、公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）第 79 条第 1 項に規定する地方派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益的法人等派遣条例第 2 条第 3 項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「保険法」という。）第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）及び民間資金法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者の職員として就いていた業務（保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

備考 和歌山県職員定数条例（平成 9 年和歌山県条例第 2 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する職員、外国派遣職員、公益的法人等派遣職員及び公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益的法人等派遣条例第 2 条第 3 項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「保険法」という。）第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）及び公益的法人等派遣条例第 10 条に規定する特定法人において就いていた業務（保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「限る」を「限る。以下同じ」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第 13 号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 29 日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 5 年和歌山県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第 9 休職期間等換算表（第 39 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 外国派遣職員、公益的法人等派遣職員、<u>公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）第 79 条第 1 項に規定する地方派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益的法人等派遣条例第 2 条第 3 項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「保険法」という。）第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）</u></p>	<p>別表第 9 休職期間等換算表（第 39 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 外国派遣職員、公益的法人等派遣職員及び公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益的法人等派遣条例第 2 条第 3 項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「保険法」という。）第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）及び公益的法人等派遣条例第 10 条に規定する特定法人において就いていた業務（保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。</p>

、公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務（保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）及び民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者の職員として就いていた業務（保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、「限る」を「限る。以下同じ」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第9 休職期間等換算表（第37条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 外国派遣職員、公益的法人等派遣職員、<u>公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第79条第1項に規定する地方派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益的法人等派遣条例第2条第3項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。以下同じ。）を含む。）及び公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務（保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）及び民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者の職員として就いていた業務（保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。</u></p>	<p>別表第9 休職期間等換算表（第37条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 外国派遣職員、公益的法人等派遣職員及び公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益的法人等派遣条例第2条第3項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）及び公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務（保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、「限る」を「限る。以下同じ」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給できない場合) 第3条 管理職手当の支給される職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第26条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、当該職員に管理職手当を支給することができない。</p>	<p>(支給できない場合) 第3条 管理職手当の支給される職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第26条第1項の場合並びに公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、当該職員に管理職手当を支給することができない。</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組 織	支給区分	部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	
知 事	本 庁	理 事	監察査察監	局 長	知事室次長	課 長	旅券事務長	副 課 長	
		危機管理監	参 事	生活安全参事	行政改革担当参事	企 画 員 (政策審議課及び医務課に置き、本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	企 画 員	副 室 長	
		知事室長	技 監		国際担当参事		室 長	総括審議員	
		部 長	労働政策参事		食品安全参事			総括監察査察員	
		会計管理者			ねんりんピック担当参事			主 幹	
							分 室 長		総括検査員

地方 機 関	共 通				参 事		企 画 員	総括専門員 総括研究員 主 幹	
	振 興 局		局 長	局 長	参 事 (那賀振興局に置く医療職給料表(1)を適用される者に限る。)	部 長 (海草振興局地域振興部、那賀振興局農林水産振興部、有田振興局健康福祉部、西牟婁振興局地域振興部及び西牟婁振興局建設部の長に限る。)	部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 国道橋本建設事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	副 部 長 支 所 次 長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長	
	東京事務所			所 長	次 長			企業誘致統括員	
	県税事務所				所 長			次 長	
	消 防 学 校						校 長	副 校 長	
	防 災 航 空 センター						所 長		
	文 書 館						館 長	次 長	
	環 境 衛 生 研 究 センター				所 長			次 長 部 長	
	鳥 獣 保 護 センター						所 長		
	消 費 生 活 センター				所 長				
	男 女 共 同 参 画 センター				所 長				
	動 物 愛 護 センター						所 長		
	子 ども ・ 女 性 ・ 障 害 者 相 談 センター				所 長 参 事			次 長	
	紀 南 児 童 相 談 所						所 長	次 長 分 室 長	
	仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精 神 保 健 福 祉 センター						所 長			
保 健 所						所 長	次 長		
高 等 看 護 学 院			学 院 長	副 学 院 長		支 所 長 事 務 長	支 所 次 長 教 務 主 幹		
な ぎ 看 護 学 校				参 事		学 校 長			

	こころの医療センター			院 長	事務局 長			副 院 長 事務局次長 部 長 看護副部長	
	難病・子ども保健相談支援センター					所 長			
	公営競技事務所				参 事	所 長	次 長		
	和歌山産業技術専門学院					学 院 長	副 学 院 長		
	田辺産業技術専門学院					学 院 長	副 学 院 長		
	工業技術センター		所 長				副 所 長 部 長		
	世界遺産センター				所 長		事 務 長		
	農業試験場					場 長	副 場 長		
	農業試験場暖地園芸センター					所 長			
	果樹試験場					場 長	副 場 長		
	果樹試験場かき・もも研究所					所 長			
	果樹試験場うめ研究所					所 長			
	畜産試験場					場 長			
	畜産試験場養鶏研究所					所 長			
	林業試験場					場 長	副 場 長		
	水産試験場					場 長	副 場 長		
	農林大学校					校 長 所 長	副 校 長 教 授 林業研修部長		
	農作物病害虫防除所						所 長		
	家畜保健衛生所					所 長			
	和歌山下津港湾事務所					所 長	次 長		
県	議 会	事務局 長		事務局次長		課 長	秘書広報室長 副 課 長 総括調査員		
教育委員会	本 庁			教育企画監 局 長	参 事	課 長	室 長 教育企画員 主 幹		
	地方機関	教育支援事務所					所 長		
		教育センター 一学びの丘					所 長	副 所 長 教育企画員	
		図 書 館					副 館 長	紀南図書館長	

	近代美術館				副館長				
	博物館				副館長			主 幹	
	紀伊風土記の丘						副館長		
	自然博物館						副館長		
	県立学校							事務長	事務長
警察	本 部			参 事 官		課 長	室 長	次 席	
						監 察 官	センター長 (運転免許課に置くものを除く。)	副 所 長	
選挙管理委員会	本 庁					事務局長		事務局次長	
	地 方 機 関						分 局 長		
監 査 委 員 会	事 務 局 長					課 長		副 課 長	
								総括調査員	
人 事 委 員 会	事 務 局 長					課 長		副 課 長	
労 働 委 員 会	事 務 局 長				事務局次長	課 長		副 課 長	
海区漁業調整委員会								事務局長	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 勤務時間条例第13条の規定による病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者（次項において「退職派</p>	<p>(勤務期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 勤務時間条例第13条の規定による病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者（次項において「退職派</p>

遣者」という。)若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病によるものを除く。)により勤務しなかった期間(第5項において「病気休暇の期間」という。)から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合においてその勤務しなかった全期間

(13)~(15) 略
3~5 略

(成績率)

第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。

- (1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等(次号において「再任用職員」という。)以外の職員等 $\frac{100}{100}$ 分の185(職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官(次号において「特定幹部職員等」という。)にあっては、 $\frac{100}{100}$ 分の225)
- (2) 再任用職員 $\frac{100}{100}$ 分の90(特定幹部職員等にあっては、 $\frac{100}{100}$ 分の110)

者」という。)の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病によるものを除く。)により勤務しなかった期間(第5項において「病気休暇の期間」という。)から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合においてその勤務しなかった全期間

(13)~(15) 略
3~5 略

(成績率)

第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。

- (1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等(次号において「再任用職員」という。)以外の職員等 $\frac{100}{100}$ 分の190(職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官(次号において「特定幹部職員等」という。)にあっては、 $\frac{100}{100}$ 分の230)
- (2) 再任用職員 $\frac{100}{100}$ 分の95(特定幹部職員等にあっては、 $\frac{100}{100}$ 分の115)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後			改正 前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
公署	所在地	級別区分	公署	所在地	級別区分

略		
海南警察署 毛原宮警察 官駐在所	海草郡紀美野町毛原 宮254番地12	略
略		

略		
海南警察署 毛原宮警察 官駐在所	海草郡紀美野町毛原 宮254番地5	略
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
機関		職	機関		職	
議会事務局		事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。 ） <u>室長</u> 副課長 総務 班長	議会事務局		事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。 ） <u>副課長</u> 総務班長	
知事 部局	略	略	知事 部局	略	略	
	地方 機 関	略		地方 機 関	略	略
		文書館			<u>企画員</u> 次長	文書館
	略	略		略	略	
	公営競技 事務所	<u>参事</u> 所長 次長		公営競技 事務所	<u>所長</u> 次長	
	略	略		略	略	
	世界遺産 センター	<u>所長</u> 事務長 主幹		世界遺産 センター	<u>事務長</u> 主幹	
	略	略		略	略	
和歌山下 津港湾事 務所	所長 次長	南紀白浜 空港管理 事務所	<u>所長</u> 次長			
略	略	和歌山下 津港湾事 務所	所長 次長			
教育	本庁	<u>教育企画監</u> 局長 参事 課長及び室長（人事、	教育	本庁	<u>局長</u> 課長及び室長（人 事、労務を担当する課長	

委員会	労務を担当する課長相当職を含む。) 副課長 人事主事 課長補佐 (人事、労務について課長及び室長を補佐する者に限る。) 総務課、給与福利課及び学校人事課の班長、主任、分室長、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)	
	地方機関	略
	教育センター学びの丘	所長 副所長 教育企画員
略		
人事委員会事務局	事務局長 課長 副課長 主幹 課長補佐 主任 主査	
略		
備考 略		

委員会	相当職を含む。) 副課長 人事主事 課長補佐 (人事、労務について課長及び室長を補佐する者に限る。) 総務課、給与福利課及び学校人事課の班長、主任、分室長、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)	
	地方機関	略
	教育センター学びの丘	所長 副所長
略		
人事委員会事務局	事務局長 課長 副課長 主任 係長 主査	
略		
備考 略		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (平成29年和歌山県人事委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(管理職員等の範囲) 第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第46までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。 別表第3 (第2条関係) 美浜町の管理職員等の範囲	(管理職員等の範囲) 第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第45までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。 別表第3 (第2条関係) 美浜町の管理職員等の範囲												
<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>課長 主幹</td> </tr> </table>	機関	職	略		教育委員会事務局	課長 主幹	<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>課長</td> </tr> </table>	機関	職	略		教育委員会事務局	課長
機関	職												
略													
教育委員会事務局	課長 主幹												
機関	職												
略													
教育委員会事務局	課長												

略

別表第 7 (第 2 条関係)
みなべ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
教育委員会事務局	課長 室長 副課長 主幹
農業委員会事務局	略
略	

別表第 9 (第 2 条関係)
白浜町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	会計管理者 課長 副課長 危機管理室長 行政改革室長 債権管理回収室長 幼児対策室長 <u>ねりんピック推進室長</u>
略	

別表第 20 (第 2 条関係)
有田聖苑事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者

別表第 21 (第 2 条関係)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
国保日高総合病院	院長 副院長 診療部長 部長 医長 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次長 課長 課長補佐 看護部長 副看護部長 看護師長 副看護師長
略	略

別表第 22～別表第 46 略

略

別表第 7 (第 2 条関係)
みなべ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育次長 課長 副課長 主幹
農業委員会事務局	略
<u>うめ21研究センター</u>	<u>センター長</u>
略	

別表第 9 (第 2 条関係)
白浜町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	会計管理者 課長 副課長 危機管理室長 行政改革室長 債権管理回収室長 幼児対策室長 <u>ねりんピック推進室長</u> <u>高速道路対策室長</u>
略	

別表第 20 (第 2 条関係)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
国保日高総合病院	院長 副院長 診療部長 部長 医長 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次長 課長 課長補佐 看護部長 副看護部長 看護師長 主任看護師 主任看護師
略	略

別表第 21～別表第 45 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第8条 任命権者は、職員に<u>超過勤務</u>（<u>条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。</u>）を命ずる場合には、<u>職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p> <p>(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>職員（人事委員会が別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）</u></p> <p>ア <u>イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間</u></p> <p>(ア) <u>1か月において超過勤務を命ずる時間について45時間</u></p> <p>(イ) <u>1年において超過勤務を命ずる時間について360時間</u></p> <p>イ <u>1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数</u></p> <p>(ア) <u>1年において超過勤務を命ずる時間について720時間</u></p> <p>(イ) <u>ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数</u></p> <p>(2) <u>他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する</u></p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p>

職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1 か月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1 年において超過勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1 か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間

エ 1 年のうち1か月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6か月

2 任命権者が、特例業務（重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6か月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第8条の3～第8条の5 略

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第8条の6 略

2・3 略

4 第8条の4第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

5 略

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第8条の7 略

2～5 略

6 第8条の4第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

7～11 略

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等）

第8条の8 第8条の4（第6項第3号から第5号までを除く。）、第8条の6（第5項第3号から第5号までを除く。）及び前条の規定（第7項第3号から第5号までを除く。）は、条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の4第6項第1号、第8条の6第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「条例第15条第1項に規定する要介護者」と、第8条の4第6項第2号、第8条の6第5項第2号及び前条第7項

第8条の2～第8条の4 略

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第8条の5 略

2・3 略

4 第8条の3第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

5 略

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第8条の6 略

2～5 略

6 第8条の3第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

7～11 略

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等）

第8条の7 第8条の3（第6項第3号から第5号までを除く。）、第8条の5（第5項第3号から第5号までを除く。）及び前条の規定（第7項第3号から第5号までを除く。）は、条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の3第6項第1号、第8条の5第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「条例第15条第1項に規定する要介護者」と、第8条の3第6項第2号、第8条の5第5項第2号及び前条第7項

第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「条例第 15 条第 1 項に規定する要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第 8 項中「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と読み替えるものとする。

第 8 条の 9 略

(病気休暇)

第 13 条 条例第 13 条の人事委員会規則で定める病気休暇の期間は、医師の証明等に基づき、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) 略

(3) 公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号。以下「補償法」という。)第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和 63 年和歌山県条例第 5 号)第 3 条第 1 項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年和歌山県条例第 56 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第 3 条第 1 号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 79 条第 1 項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病 任命権者が必要と認める期間

2 略

(特別休暇)

第 14 条 条例第 14 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)~(6) 略

(7) 妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することが著しく困難であると認められる場合 10 日を超えない範囲内で必要と認められる期間

(8)~(24) 略

2~4 略

別記第 1 号様式(第 8 条の 4、第 8 条の 6、第 8 条の 7 及び第 8 条の 8 関係)

- 早出遅出勤務請求書
 深夜勤務制限請求書
 時間外勤務制限請求書

略

(注)

1 について

(1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 3 に規定する特別

第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「条例第 15 条第 1 項に規定する要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第 8 項中「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と読み替えるものとする。

第 8 条の 8 略

(病気休暇)

第 13 条 条例第 13 条の人事委員会規則で定める病気休暇の期間は、医師の証明等に基づき、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) 略

(3) 公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号。以下「補償法」という。)第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和 63 年和歌山県条例第 5 号)第 3 条第 1 項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年和歌山県条例第 56 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第 3 条第 1 号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病 任命権者が必要と認める期間

2 略

(特別休暇)

第 14 条 条例第 14 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)~(6) 略

(7) 妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することが著しく困難であると認められる場合 7 日を超えない範囲内で必要と認められる期間

(8)~(24) 略

2~4 略

別記第 1 号様式(第 8 条の 3、第 8 条の 5、第 8 条の 6 及び第 8 条の 7 関係)

- 早出遅出勤務請求書
 深夜勤務制限請求書
 時間外勤務制限請求書

略

(注)

1 について

(1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 2 に規定する特別

養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入する。

(2) 略
略

養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入する。

(2) 略
略

別記第 2 号様式 (第 8 条の 4、第 8 条の 6、第 8 条の 7 及び第 8 条の 8 関係)
略

別記第 2 号様式 (第 8 条の 3、第 8 条の 5、第 8 条の 6 及び第 8 条の 7 関係)
略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第8条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。